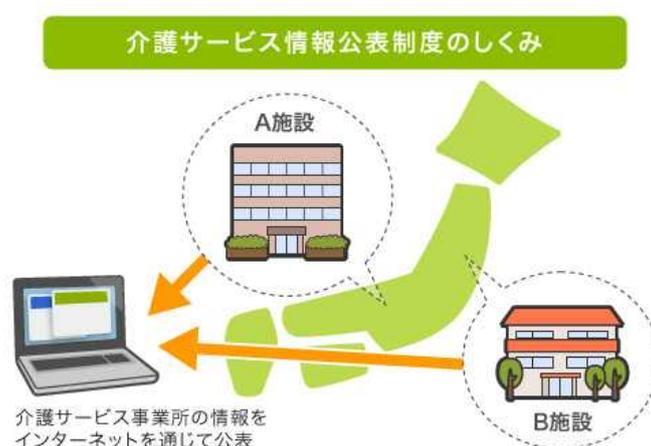


④介護サービス情報公表制度・介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度

1. 介護サービス情報公表制度とは

- 介護サービス情報公表制度の目的 介護保険法に基づき平成18年4月から開始された本制度は、利用者が自身のニーズに合った事業所を適切に比較・選択できるよう、県が「介護サービス情報公表システム」を通じて事業所の詳細情報を提供する仕組みです。
- 令和6年度の見直しにより、介護経営の透明性を高め、利用者のさらなる適切な選択に資することを目的として、従来の報告事項に加え、事業者の「財務状況」を公表する仕組みが義務付けられました。
- 事業者の皆さまは、本システムを通じて、事業所の基本情報や運営情報とともに、直近の「財務状況の分かる書類（貸借対照表、損益計算書等）」の報告をお願いいたします。



出典：厚生労働省 HP

● 公表情報

公表する介護サービス情報は厚生労働省令で規定されていますが、その内容は概ね次のとおりです。

- ・ 基本情報：事業所の名称、所在地、連絡先、利用者数、職員配置など
- ・ 運営情報：介護サービスの内容、事業所の運営状況など
- ・ 直近年度の財務諸表（事業活動計算書、資金収支計算書、貸借対照表）の公表

※ 一度公表された内容については、基本的に修正できませんので、提出前に必ず誤りがないかご確認ください。

※ なお、基本情報のページについては、修正後、再提出することにより、変更が可能です。

※ 財務諸表については、会計基準上、作成が求められていない場合は、資産・負

債・収支が分かる簡易な書類で代用可能です。

- **報告対象となる事業者**

- 原則、全ての介護サービス事業者が報告の対象となります。

※ ただし、介護報酬が年間 100 万円以下の事業者や、災害等報告ができない正当な理由がある場合は報告の対象外です。

※ 報告対象となるサービスについては、関係通知・HP等を参照ください。

- **報告期限**

- 毎年度

※ 県からの通知文に記載している報告期限内に必ずご報告ください。

- **報告先**

- 介護サービス情報報告システム URL

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/36/>

報告システムの操作方法等については、「事業所向け操作マニュアル」で確認できます。

基本情報の記載要領や運営情報の項目解説の確認方法などについても掲載されていますので、よくお読みの上、正確な情報入力に努めてください。

※ 「事業所向け操作マニュアル」は、情報報告システムのヘルプからダウンロードできます。

- **参考「介護サービス情報の報告・調査及び公表計画について」**

徳島県では毎年度、介護サービス情報の報告・調査及び公表計画を作成し、実施方法を定めています。今年度の計画は、別紙のとおりです。

2. 介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度

○ 厚生労働省では、介護事業者の経営状況を把握し、人材不足や物価高騰といった課題に対する的確な支援策を検討するため「介護サービス事業者経営情報データベースシステム（介護経営 DB）」を整備し、令和7年1月より運用を開始しています。

○ 対象となる事業者の皆さまにおかれましては、以下の内容に基づき、経営情報の報告をお願いいたします。

- **制度の目的**

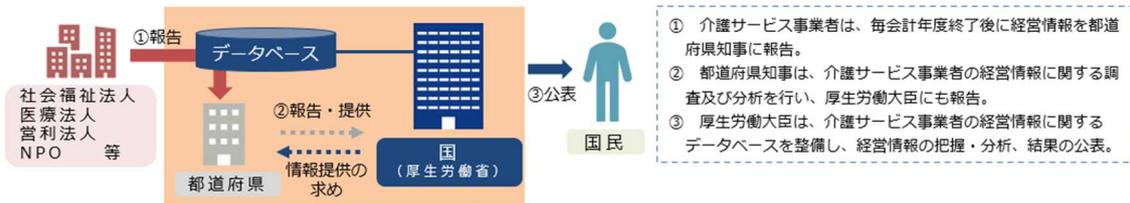
- **経営実態の把握**

収集した情報を属性ごとに分析し、介護保険制度の持続可能性や支援策（処遇改善、物価高騰対策など）を検討するための基礎資料とします。

- **情報の公表**

分析結果を国民に分かりやすくグルーピングして公表します（個別の法人・事業所が特定される形での公表はありません）。

<データベースの運用イメージ>



出典：厚生労働省 HP

● 報告の対象・単位・項目

- **対象**：介護サービス情報公表制度と同様
 - ※ ただし、介護報酬が年間 100 万円以下の事業者や、災害等報告ができない正当な理由がある場合は報告の対象外
- **単位**：原則、施設・事業所単位での報告
- **報告項目**：収益、費用、職種別給与（任意項目）など

● 報告方法

- 専用システム「介護経営 DB」での直接入力、または CSV ファイルのアップロードにより行います。
 - ※ ログインには「G ビズ ID(プライムまたはメンバー)」のアカウントが必要です。
- 介護サービス事業者経営情報データベースシステム（介護経営 DB） URL

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/zaimu/todokede/login>

介護経営 DB の操作方法等については、「介護事業所向け操作マニュアル」で確認できます。また、基本操作をまとめた「かんたん操作ガイド」も併せて参照してください。

※「操作マニュアル・かんたん操作ガイド」は、介護経営 DB のヘルプからダウンロードできます。

● 報告期限

- **原則**：毎会計年度終了後、**3 か月以内**
 - ※ 現在、厚生労働省によるシステム改修（報告負担の軽減等を目的としたもの）のため、令和 7 年 3 月以降に終了する会計年度に係る報告の受付を一時的に停止しています。
 - ※ システム改修完了後、国から改めて報告再開時期やスケジュールが案内される予定です。
 - ※ この受付停止期間と重なったことにより期限内に報告ができなかった場合については、遅延扱いとはなりませんので、システム再開の連絡をお待ちください。

徳島県 > 一般の方 > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉・介護

もっと見る(2件)

介護サービス情報の公表制度について

検索

2025年4月1日

ポスト いいね! 0 シェアする LINEで送る

令和7年度の介護サービス情報の報告・調査及び公表計画を作成しましたので、お知らせします。

介護サービス情報公表制度とは

介護サービス情報公表制度とは、介護保険法に基づき平成18年4月から開始された制度で、利用者が介護サービス事業所のサービス内容を比較・検討して、最適な事業所を選ぶための情報を都道府県が提供する仕組みです。この制度により、「介護サービス情報公表システム」を使って、全国の介護サービス事業所のサービス内容などの詳細情報を、いつでも気軽にインターネットで検索・閲覧できます。

※制度の概要は[こちら](#)をご覧ください。（外部サイト：介護サービス情報公表システム）

公表情報について

公表する介護サービス情報は厚生労働省令で規定されていますが、その内容は概ね次のとおりです。

- 基本情報：事業所の名称、所在地、連絡先、利用者数、職員配置など
- 運営情報：介護サービスの内容、事業所の運営状況など

※徳島県における公表情報については[こちら](#)からご覧ください。（外部サイト：介護サービス情報公表システム）

介護サービス情報の報告・調査及び公表計画について

徳島県では毎年度、介護サービス情報の報告・調査及び公表計画を作成し、実施方法を定めています。

今年度の計画は次のとおりです。



[R7年度介護サービス情報の報告に関する計画](#) (PDF:115 KB)



[情報公表調査指針](#) (PDF:41 KB)

介護サービス情報の報告について（対象事業者の皆さんへ）

報告の対象となる事業所・施設については、毎年度、県から個別にパスワード等を郵送しますので、以下のURLからログインして報告を行ってください。

> よくある質問と回答

関連リンク

徳島県立総合看護学校
看護師・准看護師を目指すなら!

とくしま健康づくりネット

医療とくしま

医療情報
ネット

- ▶ [とくしま自殺予防センター](#)
- ▶ [とくしまはぐくみネット](#)
- ▶ [とくしま医師バンク](#)
- ▶ [徳島県病院局](#)
- ▶ [徳島県共同募金会](#)

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/36/> (外部サイト：介護サービス情報報告システム)

報告システムの操作方法等については、「事業所向け操作マニュアル」で確認できます。

基本情報の記載要領や運営情報の項目解説の確認方法などについても掲載されていますので、よくお読みの上、正確な情報入力に努めてください。

「事業所向け操作マニュアル」は、情報報告システムのヘルプからダウンロードできます。

※県からの通知文に記載している報告期限内に必ずご報告ください。

※一度公表された内容については基本的に修正はできませんので、提出前に必ず誤りがないかご確認ください。

「基本情報」のページについては、修正後、再提出することにより、変更が可能です。

お問い合わせ

保健福祉部 長寿いきがい課 在宅サービス指導担当

電話番号：088-621-2169、2214

メールアドレス：choujuikigaika@pref.tokushima.lg.jp

あわせて読みたい

このページを見た方が、よく見ているページはこちら

- ▶ [「令和7年度介護職員等処遇改善加算計画書」について](#)
- ▶ [介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に係る制度について（2/28追記：令和6年3月31日に会計年度が終了する事業者について）](#)
- ▶ [災害時情報共有システムの訓練について（介護施設・事業所対象）](#)

[サイトポリシーについて](#) [ウェブアクセシビリティ方針](#) [RSSについて](#) [サイトマップ](#)

徳島県庁

〒770-8570

徳島県徳島市万代町1丁目1番地

電話番号：088-621-2500（代表）

開庁時間：午前8時30分から午後6時15分まで

（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）

※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。

法人番号：4000020360007

お問い合わせ

電話（すだちくんコール）、
メールでのお問い合わせはこちらから。

県庁への
アクセス

県庁舎の
フロアマップ

令和7年度 介護サービス情報の報告・調査及び公表計画

1 目的

この計画は、県内の介護サービス事業者が提供する介護サービスに係る情報の報告、公表に係る事務を効率的かつ円滑に行うために、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の35の規定により「介護サービス情報の公表」制度を実施するため、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第37条の2の3第1項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」、政令第37条の5第1項に規定する「調査事務に関する計画」及び政令第37条の11において準用する第37条の5第1項に規定する「情報公表事務に関する計画」を一体のものとして定めるものである。

2 計画の策定者

計画の策定者は、徳島県知事とする。

3 計画の基準日

令和8年1月1日

4 計画の期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 公表対象サービス

「別紙1」のとおり

6 報告・調査・情報公表の実施方法

(1) 報告・公表の対象となる介護サービス事業者

法第115条の35第1項に規定する事業者のうち、次のいずれかの要件を満たす者。ただし、対象介護サービスを提供する事業者であって、次の(ア)又は(イ)に掲げる基準に該当する事業所以外の介護サービス事業所を有する者が、任意に報告し公表することを妨げない。

(ア) 令和7年4月1日以降、新たに指定を受けた事業所（以下「新規事業所」という。）

(イ) 計画の基準日現在で、指定を受けた介護サービスを実施している事業所のうち、基準日前1年間において介護報酬の支払いを受けた金額（利用者負担を含む）が100万円を超える事業所（以下「既存事業所」という。）。

(2) 報告、調査の方法及び期限

介護サービス情報の報告、調査の方法については、次によるものとする。

なお、報告は、各介護サービスごとに行うことを基本とするが、公表対象事業者が別紙1のサービス区分ごとの複数サービスを一体的に提供している場合は、報告・調査を一体的に行うものとして取り扱う。

ただし、各サービス区分において、一体的に事業が行われていない場合、又は同一日に調査が行えない場合は、別件とする。

ア 報告及び報告方法

公表対象事業者に別途通知する。

イ 調査

別に定める調査指針に基づき実施する。

(3) 公表を行うべき時期

報告又は調査完了後速やかに公表する。

(4) 調査を実施する機関

徳島県（長寿いきがい課）が調査を実施する。

別紙 1

公表対象サービス及びサービス区分

- ① 訪問介護、夜間対応型訪問介護
- ② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
- ③ 訪問看護、介護予防訪問看護、療養通所介護
- ④ 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤ 通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護
- ⑥ 通所リハビリテーション、療養通所介護、介護予防通所リハビリテーション
- ⑦ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑧ 特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）、地域密着型特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム）、介護予防特定施設入居者生活介護（軽費老人ホーム・外部サービス利用型）
- ⑨ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付高齢者向け住宅））、特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付高齢者向け住宅・外部サービス利用型））、地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付高齢者向け住宅））、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付高齢者向け住宅））、介護予防特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム（サービス付高齢者向け住宅・外部サービス利用型））
- ⑩ 福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売
- ⑪ 小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護
- ⑫ 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護
- ⑬ 居宅介護支援
- ⑭ 介護老人福祉施設、短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑮ 介護老人保健施設、短期入所療養介護（介護老人保健施設）、介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）
- ⑯ 介護医療院、短期入所療養介護（介護医療院）、介護予防短期入所療養介護（介護医療院）
- ⑰ 複合型サービス、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護サービス情報の公表制度における調査に関する徳島県の指針

1 目的

情報公表制度においては、利用者が事業者を選択する際の情報が適正に公表されることが重要であり、情報の正確性を担保するため、この指針に基づき必要な調査を実施する。

2 調査方針

(1) 調査を実施すべきと考えられる事項

- ・新規開設時

新規開設時に虚偽報告等の疑いがあり調査をすることが必要と判断される場合、開設時実地指導と同時に調査する。

- ・事業者自ら調査を希望する場合

事業者の希望に応じ、全ての項目若しくは運営情報を実地調査と同時に調査する。

(2) 他制度等との連携等より効率的に実施することが可能と考えられる事項

- ・公表内容について、利用者等から虚偽報告の通報があった場合

通報があった項目を中心に実地指導又は監査と同時に調査する。

- ・実地指導等と同時実施

実地指導及び監査時に虚偽報告等の調査の必要性を検討し、必要がある場合実施する。

(3) 調査を行わないなどの配慮をすることが適切と考えられる事項

- ・外部評価が義務づけされている地域密着型サービス事業所

附 則

この指針は、平成24年4月1日から実施する。

介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に係る制度について

2025年6月16日



ポスト

いいね! 0

シェアする

LINEで送る

2040年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と介護現場における人材不足の状況、新興感染症等による介護事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、物価上昇や災害、新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた的確な支援策の検討を行う上で、3年に1度の介護事業経営実態調査を補完する必要があります。

このため、介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度が、令和6年（2024年）4月より創設されました。

【データベースの概要】

・対象:原則、全ての介護サービス事業者

※ただし、「過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの」及び「災害その他都道府県知事に対し報告を行うことが出来ないことにつき正当な理由があるもの」は対象外となります。

・収集する情報:介護施設・事業所における収益及び費用、職員の職種別人員数、職種別の給与（給料・賞与）（任意事項）等

・公表方法:属性等に応じてグルーピングした分析結果の公表

制度の概要

令和6年度介護保険法改正により、介護サービス事業者は、介護サービス事業者経営情報を、当該事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告することとなりました（介護保険法第115条の44の2）。

対象事業者は、毎会計年度の終了後3か月以内に、事業所又は施設の収益及び費用の内容等の介護サービス事業者経営情報を、インターネットで報告する必要があります（介護保険法施行規則第140条の62の2の4）。

詳細は[厚生労働省ホームページ](#)を御確認ください。



[リーフレット](#) (PDF:189 KB)

報告の期限

【注意】令和7年3月以降に終了する会計年度に係る経営情報の報告については、一時的に受付が停止されていますので、ご確認ください。



[介護保険最新情報Vol.1378 介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用の一時停止について](#) (PDF:137 KB)

介護サービス事業者による都道府県知事への介護サービス事業者経営情報の報告は、介護保険法施行規則第140条62の2の4の規定に基づき、当該介護サービス事業者の毎会計年度終了後、3月以内に行うこととされています。

ただし、**令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月31日までに会計年度が終了する報告）**に限り、報告期限を令和7年3月31日までとします。

※事業年度が2月から1月までの事業所や、3月から2月までの事業所においては、令和6年度内でのご報告は不要です。

会計年度終了後3か月以内の報告は必要となることから、令和7年4月以降に報告が必要となります。

例) 2月から1月が事業年度の事業所においては、令和6年2月から令和7年1月までの内容について、令和7年4月末までに報告

報告方法

[介護サービス事業者経営情報データベースシステム \(外部サイトが開きます\)](#)での報告となります。

厚生労働省より、[介護サービス事業者経営情報データベースシステム操作方法についての説明動画 \(YouTubeが開きます\)](#)が公開されていますのでご活用ください。

操作マニュアル



[かんたん操作ガイド \(ファイル登録版\)](#) (PDF:2 MB)



[かんたん操作ガイド \(画面入力版\)](#) (PDF:2 MB)



[操作マニュアル \(介護事業所向け\) 詳細版](#) (PDF:7 MB)

GビズIDの取得について

報告にあたって**GビズID (gBizIDプライム) のアカウント取得が必要**となります。

以下のマニュアルをご参考のうえ、ご不明点はGビズIDヘルプデスクへお問い合わせください。

◆GビズIDについて

介護サービス事業者経営情報データベースシステムへのログインは、GビズIDが必要になります。運営法人が既にGビズIDのアカウントを保有している場合、本システムへの報告のために、新たにアカウントを取得いただく必要はなく、既に取得しているアカウントを使用して報告することが可能です。

アカウントの作成方法やGビズIDアカウントの運用方法等の手引きについては、厚生労働省から発出されたマニュアルを御確認ください。

※原則2週間以内 (原則によらない場合あり) でアカウントが取得できますが、早めのアカウントの取得をお願いいたします。



[GビズID取得等の手引き](#) (PDF:1013 KB)

問い合わせ先

GビズIDに関するお問い合わせについては、下記のリンク先に記載の連絡先までお願いいたします。

[GビズID | ご意見・お問合せ](#)

電話及びメールでのお問い合わせが可能です。

今後のスケジュール

令和7年1月6日13時～ 報告システムの運用の開始、令和6年度分報告の開始

令和7年3月末 令和6年度分（初年度分）報告×切

関連資料



[介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について](#) (PDF:258 KB)



[介護保険法第115条の44の2に基づく介護サービス情報の報告及び公表に係る制度に関するシステムの運用開始に向けた対応等について](#) (PDF:86 KB)



[介護保険最新情報Vol.1305 「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A」の発出について](#) (PDF:211 KB)



[介護保険最新情報Vol.1319 「介護サービス事業者経営情報の報告における 会計ソフトウェアベンダ等向けQ&A」の発出について（事務連絡）](#) (PDF:323 KB)



[介護保険最新情報Vol.1325 「介護サービス事業者経営情報の報告等に関する Q & A \(Vol.2\)」の発出について（事務連絡）](#) (PDF:157 KB)



[介護サービス事業者経営情報の報告等に関するシステムに係る運用マニュアル類の発出について](#) (PDF:10 MB)



[介護保険最新情報Vol.1336 介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用開始について](#) (PDF:382 KB)



[介護保険最新情報Vol.1342 「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A \(Vol.3\)」の発出について](#) (PDF:155 KB)



[介護保険最新情報Vol.1365 「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A \(Vol.4\)」の発出について](#) (PDF:157 KB)



[介護保険最新情報Vol.1378 介護サービス事業者経営情報データベースシステムの運用の一時停止について](#) (PDF:137 KB)

お問い合わせ

保健福祉部 長寿いきがい課 在宅サービス指導担当

電話番号：088-621-2214

FAX番号：088-621-2840

メールアドレス：zaitaku_kaigo@mail.pref.tokushima.lg.jp

[サイトマップ](#)

介護サービス事業者の経営情報の報告・公表

令和6年度より、経営情報の報告・公表のための 新たな2つの制度が始まります！

1.【新設】 介護サービス事業者の経営情報データベース

厚生労働省では、介護サービス事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、新たに、介護サービス事業者の経営情報のデータベースを整備し、令和7(2025)年1月から運用を開始します。
介護サービス事業者の皆さまには、以下の経営情報の報告をお願いします。

主な報告事項	報告手段
・収益・費用の内容 ・職員の職種別人員数 ・職種別給与(※任意での報告事項) など	介護サービス事業者経営情報データベースシステム (経営情報DB) ※新システム
	報告期限
	毎会計年度終了後、3か月以内 ※初年度は、令和7年3月まで

2.【見直し】 介護サービス情報公表制度の見直し

介護サービス情報公表制度は、利用者の介護サービス事業者の選択に役立つよう、事業者に介護サービス情報の報告を求めるものです。
今回の見直しにより、介護経営の健全性等の情報を提供するため、介護サービス事業者の皆さまには、財務状況の分かる書類の報告をお願いします。

新たな報告事項	報告手段
・財務状況の分かる書類 (貸借対照表、損益計算書、キャッシュ フロー計算書など) ・職員の一人あたりの賃金 (※任意での報告事項)	介護サービス情報公表システム ※既存システム
	報告期限
	毎年度 (提出期限は都道府県ごとに異なります)

制度に関するQ&A

経営情報DB

情報公表制度

Q1

報告対象となる事業者を教えてください

原則、**全ての介護サービス事業者が報告の対象**となります。

ただし、介護報酬が年間100万円以下の事業者や、災害等報告ができない正当な理由がある場合は報告の対象外です。

※ 報告対象となるサービスについては、関係通知・ウェブページなどを参照ください。

経営情報DB

情報公表制度

Q2

報告の単位は事業所・施設ごとですか？法人ごとですか？

原則、**事業所・施設単位**でお願いします。

なお、事業所単位で会計区分を行っていない場合など、やむを得ない場合は法人単位の報告でも差し支えございません。

経営情報DB

Q3

経営情報の報告にあたって、どのような準備が必要となりますか？

介護サービス事業者経営情報データベースシステムでの経営情報の報告には「GビズIDプライム」のアカウント取得が必要となります。

※ GビズIDの詳細については、以下のウェブページをご覧ください。
https://gbiz-id.go.jp/top/apply/prime_sendbypost.html



経営情報DB

Q4

報告した経営情報等はどのように活用されますか？

厚生労働省にて、ご報告いただいた経営情報等を属性別にグループ分けした上で分析を行い、結果を公表する予定です。個人や法人を特定することができる形で公表されることはありません。

情報公表制度

Q5

財務状況が分かる書類は、財務三表でないといけませんか？

会計基準上、作成が求められていない等の事情がある場合は、**資産や負債、収支の内容が分かる簡易な計算書類**でも差し支えありません。

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください

経営情報データベース

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>



介護サービス情報公表制度

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigou-kouhyou.html>



厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare